

令和2年5月22日	
所 属	災害対策課
所属長	馬淵 勉
電 話	06-6489-6165

令和2年5月22日時点
尼崎市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症に係る尼崎市の取組状況

「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、政府により発令された緊急事態宣言は、5月21日をもって解除されましたが、感染拡大防止のため、兵庫県では、一部要請等が5月31日まで実施されます。

尼崎市においても、兵庫県が実施する要請等に適切に対処するとともに、“オールあまがさき”で、それぞれの立場で奮闘される方々等を、支え合い・応援していく取組を進めてまいりますので、市民の皆様・事業者の皆様には、引き続き、ご協力をお願いします。

1 市民の皆様へ

- ・ 不要不急の外出を控えてください。
- ・ 不要不急の旅行や帰省等、特定警戒都道府県や府県をまたぐ移動を控えてください。
- ・ 夜の繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケなどの利用を自粛してください。
- ・ 「3つの密」の懸念のある集会・イベントへの参加を避けてください。

2 事業者の皆様へ

- ・ ナイトクラブ、カラオケ、ライブハウス、スポーツジムなどこれまで全国でクラスターが発生した施設等については、引き続き休業にご協力をお願いします。
- ・ 営業施設にあっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、適切な感染防止対策を行ってください。
- ・ 全国的かつ大規模なイベントは、引き続き中止又は延期をお願いします。
- ・ 在宅勤務（テレワーク）やTV会議、職場でのローテーション勤務、時差出勤など人との接触を減らす取組をお願いします。

3 第2波への備え

「3つの密」（密閉、密集、密接）を避ける、「3つの自粛」（外出自粛、営業自粛、通勤自粛）を行う新しい生活スタイルにご協力ください。

4 “オールあまがさき”での支え合い・応援のお願い

コロナ感染症に伴う休業要請により、売上等が減少している事業者や医療従事者など最前線で奮闘する方々など支え合い・応援する事業にご協力をお願いします。

- ・「あまがさき新型コロナウイルス感染症対策 みんなで応援寄附金」
- ・テイクアウト・デリバリー等促進支援事業、「尼崎のお店まるごと応援プロジェクト」等
- ・兵庫県と県下市町の協働による「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」

1 保健・医療体制の充実強化

2 感染症対策を見据えた災害への備え

3 総合的サポート体制の構築

4 市民生活を支援する取り組み

5 地域経済を支援する取り組み

6 高齢者施設・障害者施設

7 保育施設等、子育て支援

8 学校等、学習支援

9 公園・公共施設等

10 イベント・集会等

11 広報・啓発活動

11 皆さまからの寄付等の受け付け

12 庁内の対応等

1 保健・医療体制の充実強化

◆ 積極的疫学調査の推進

積極的疫学調査を推進するため「新型コロナウイルス感染症対策室」を設置し、市内の感染状況について指標を提示するなど、より精度の高い情報を正確に発信するとともに、効果的な感染予防策の検討に活用しています。

◆ 外来医療及びPCR検査体制の強化

尼崎市医師会の協力を得て「帰国者・接触者外来」の増強を行うとともに、尼崎市立衛生研究所で行うPCR検査の更なる体制強化を図っています。

◆ 病床、療養（宿泊）施設の確保

兵庫県が行う入院患者の病床確保や、無症状者や軽症者の療養を行う宿泊施設の確保については、積極的に協力しています。

◆ 衛生用品（マスク）の提供

医療従事者等が使用するマスクを確保する必要から、災害用として保健所が備蓄していたマスクを医師会、歯科医師会、薬剤師会等へ提供しました。

◆ 健診等の再開

健康サポート事業・各種がん検診、集団健診等については、6月中旬以降再開する予定です。

2 感染症対策を見据えた災害への備え

◆ 自宅待機者専用避難所の確保

新型コロナウイルス感染症に感染された方との濃厚接触や、海外からの帰国等により自宅で待機されている方の避難先として、一般の指定避難場所とは別に自宅待機者専用避難所として開設し、災害時に安心して避難することができる環境を整備します。

◆ 避難所における感染防止対策の強化

- ・ 検温やヒアリングにより避難者の健康確認を行うとともに、避難者の健康状態に応じた専用スペースを確保するなど、避難所のゾーニングを行います。
- ・ 避難所では、換気やソーシャルディスタンスの確保を徹底し、不特定多数の方の手が触れる場所や他者と共有する物品の除菌・消毒を行います。
- ・ 避難所で必要となる非接触型赤外線体温計、手指用アルコール消毒薬、マスク、ペーパータオル等の衛生用品や、飛沫感染を防ぐためのパーテーション等の調達、避難所への配置をすすめます。

◆ 自助・共助の取り組みの強化

新型コロナウイルスの感染リスクを考慮した避難行動等について、市ホームページや市報あまがさき等の各種広報媒体を活用し、災害時における自助・共助の取り組み強化を啓発します。

3 総合的サポート体制の構築

「新型コロナウイルス総合サポートセンター」を設置し、支援を必要とする方のサポート体制を構築しています。

◆ 4月20日 「事業所向け臨時相談窓口」を開設しました。

経営環境の悪化に直面する事業者を対象とした、経営相談やセーフティネット保証の認定、各種支援策や納税等に関する総合的なサポートを行っています。

◆ 4月24日 「市民向け相談サポート窓口」を開設しました。

様々な困りごとや不安を抱える市民一人ひとりに寄り添うワンストップ型の相談業務を行い、

速やかに適切な支援策につなげています。

- ◆ 5月11日 「特別定額給付金専用ダイヤル」を開設しました。
国が実施する「特別定額給付金」の支給を速やかに行うための体制を整備するとともに、その他の支援策と併せたきめ細かな支援を行います。
- ◆ 5月20日 行政窓口で多言語対応するため電話通訳・テレビ通訳を導入します。

4 市民生活を支援する取り組み

- ◆ 住宅困窮者への緊急支援
緊急事態措置として行われた休業要請に伴い、インターネットカフェ等が利用できなくなった方や、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う解雇や離職、減収により住宅に困窮している方を対象に、市営住宅を提供しています。
- ◆ 水道基本料金、下水道基本使用料の減免
水道基本料金及び下水道基本使用料を6ヵ月間（7月検針分から12月検針分まで）全額減免します。
- ◆ 特別定額給付金の支給
国が実施する「特別定額給付金」については、5月3日からマイナポータルによるオンライン申請の受付を開始しており、5月20日以降順次振り込みを開始しています。また、5月15日から郵送による申請書類の送付を開始し、5月22日以降順次振り込みを予定しています。

5 地域経済を支援する取り組み

- ◆ 「緊急つなぎ資金」貸付制度の創設
事業の継続を支援するため、売上減少等に直面する個人事業主や小規模事業者に対し、店舗等の賃料を対象とした貸付事業を市が直接行っています。
- ◆ 休業要請事業者経営継続支援事業
兵庫県の休業要請に応じた結果、売上が一定以上減少することとなった中小法人や個人事業主に対し、兵庫県と協調して経営継続支援金を支給します。
- ◆ 事業を継続している飲食店等への支援
あまっ子お弁当クーポン事業等による支援とともに、テイクアウト・デリバリー等促進支援事業、クラウドファンディングを通じて市内店舗をまるごと支援する「尼崎のお店まるごと応援プロジェクト」など支援策を行っています。
- ◆ 営業許可有効期間の延長
令和2年5月31日をもって飲食店等の営業許可有効期間が満了となる施設については、

延長願を提出することにより有効期間を令和2年6月30日まで延長します。

6 高齢者施設・障害者施設

◆ 施設の再開

- 老人福祉センターについては、窓口業務に限って6月1日から再開します。
- 市立たじかの園、あこや学園については、6月1日から再開します。

◆ 衛生用品の配付

- 介護保険事業所、障害福祉サービス事業所に対して次亜塩素酸水の配付を行うとともに、新型コロナウイルス感染者等を在宅支援する事業所等にマスクを提供しました。
- 酸素吸入、経管栄養等のケアを必要とする児童の家庭へ手指消毒用エタノールを配付しました。
- 備蓄状況調査に基づき選定した障害者福祉サービス事業所に手指消毒用エタノールを配付しました。

◆ フレイル予防

希望される高齢者の方に、「100歳体操」などを収録したDVDを送付しています。

7 保育施設等、子育て支援

◆ 保育施設（事業所）

保育所（事業所）は、これまでどおり児童を受け入れます。

なお、感染防止対策として、家庭での保育にご協力いただいた場合は、引き続き保育料について日割り計算等による軽減措置を行います。

◆ 児童ホーム・こどもクラブ

児童ホームは、5月31日までは午前中から児童を受け入れます。

6月1日の学校再開後については、午前授業の児童は午後から、午後授業の児童は午前から受け入れます。

なお、感染防止対策として、家庭での保育にご協力いただいた場合は、引き続き児童育成料について日割り計算等による軽減措置を行います。

こどもクラブについては、当面の間、閉所します。

◆ 支援を要する児童の見守りと昼食の提供

- あまっ子応援弁当緊急事業の実施

子どもの育ち支援センター「いくしあ」のケースワーカーが無料の昼食券を直接手渡すことにより、ネグレクトや生活 困窮等を理由に昼食を摂ることが困難な要支援児童の現状把握

を行っています。

○ あまっ子お弁当クーポン事業の実施

市立小・中学校に在籍する要保護及び準要保護の児童生徒には、市内の事業所で利用できる「お弁当クーポン券（4千円分）」を交付します。

○ 子ども食堂による昼食の提供

子ども食堂への補助を行い、児童に無料で昼食を提供しています。

○ フードバンクの活用や市内企業からの支援

フードバンクや市内企業から食品の提供を受け、「いくしあ」ケースワーカーが中心となり要支援児童への昼食提供を行っています。

◆ 家庭・子育て相談事業

○ 学校休校措置等を背景に不安やストレスを抱える保護者の負担を軽減するため、「いくしあ」の電話相談窓口で、専門職（公認心理師、社会福祉士等）による相談業務を行っています。

○ 乳幼児健康診査事業については、感染防止措置を講じながら、3～4か月児健診を優先的に6月から再開します。なお、引き続き、子どもの発達や育児について相談希望がある方を対象に、個別支援を行っています。

◆ 妊婦向けマスクの配付

母子健康手帳の交付を受けている妊婦や法人保育施設（事業所）を対象に、マスクを配付しました。

8 学校等、学習支援

◆ 臨時休業措置

6月1日から市立幼稚園、小・中学校、高等学校を、6月8日から特別支援学校を再開します。また、夏休みについては期間を短縮します。

ただし、学校施設の目的外利用及び学校開放は引き続き利用不可とします。なお、5月31日までの臨時休業期間の土・日曜は、在籍する児童及びその保護者への市立小学校の校庭開放を実施します。

◆ 分散登校の実施

臨時休業期間の長期化に伴う子ども達の心身の状態の把握、家庭学習の支援、学校再開に向けた規則正しい生活習慣の回復等の目的から、感染リスクに最大限に配慮した上で、5月18日から学校再開日まで、週1回の分散登校を実施します。

◆ 新学年の学習内容の指導を開始

学校再開時期が不透明であることを前提に新学年の学習内容についての指導を5月から開始します。

指導については学校ごとに教科書の内容に沿った学習プリント等を作成し、児童生徒が自宅学習する形で実施します。

◆ ICTを活用した教材や動画の提供

ICTを活用し、学校ごとに作成した教材や動画などを自宅等から閲覧、ダウンロードできるような仕組みを整えます。

◆ 民間のオンライン学習支援システムの導入

市立高等学校・中学校において生徒が自宅等で動画教材やドリルなどを活用することができる民間のオンライン学習支援システム（リクルートマーケティングパートナーズが運営するスタディサプリ）を導入します。

◆ インターネット利用が困難な児童生徒への支援の実施

自宅等においてインターネットの利用が困難な児童生徒については、十分な感染予防対策を講じた上で、学校等のICT機器を利用できるよう環境を整えます。

◆ 衛生用品（マスク）の配付

学校休業期間中、やむを得ず自宅で過ごすことができない生徒・児童の受け入れを行った小学校、児童ホーム、こどもクラブの職員を対象にマスクを配付しました。

9 公園・公共施設等

◆ 図書館（中央・北）の閲覧室等は6月2日から、生涯学習プラザ・ユース交流センターアマブラリの図書室は6月1日から再開します。なお、各施設とも5月21日から図書の貸出・返却の一部を再開しました。

◆ 生涯学習プラザ、地域総合センター、女性センター・トレピエ、あまがさき・ひと咲きプラザ等の公共施設における貸室、ロビースペース等については、6月1日から再開します。また、これら施設における通常の講座、事業等は、7月31日までの間、原則中止とします。ただし、この間、新型コロナウイルス感染拡大防止の啓発等に関する事業や在宅でも視聴等が可能な事業等を企画・実施します。その他、福祉的な目的がある活動等については、必要に応じて感染予防措置の徹底、「3つの密」の回避などの対策を講じて実施します。

◆ 青少年施設

尼崎市立ユース交流センターは、音楽スタジオや貸しホールの一部を除き、6月2日より再開します。

青少年いこいの家は6月1日、美方高原自然の家は6月2日から再開します。

青少年体育道場は、引き続き当面の間、閉所します。

なお、再開の際は市ホームページ等でお知らせいたします。

◆ 公園に併設されている駐車場や、屋外のスポーツ施設等については、令和2年5月22日か

ら利用を再開しました。なお、屋内のスポーツ施設や設備や地区体育館など市内の社会体育施設については、当面の間、利用を停止します。

- ◆ 市民プール及び元浜緑地のわんぱく池については、令和2年度の利用を中止します。
- ◆ 「紙類・衣類の日」における衣類の回収を令和2年6月4日から令和2年8月末まで休止します。
- ◆ 尼崎城、観光案内所については、5月23日から再開します。

10 イベント・集会等

- ◆ 市が主催するイベント・集会等については、原則7月31日までの間、中止とします。
ただし、開催の必要があると判断するものについては、感染予防措置の徹底、「3つの密」の回避などの対策を講じて実施します。
- ◆ 屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、集会等の開催については、5月31日までの間、自粛を要請します。
- ◆ 市民まつりについては、令和2年度の実施を中止します。

11 広報・啓発活動

- ◆ 市公式ホームページによる情報発信と、市公式SNS、尼崎市防災ネットによる情報拡散
- ◆ 公共施設、コミュニティ掲示板、郵便局、コンビニエンスストア、バスの中吊り広告等へ緊急事態宣言ポスターを掲示
- ◆ FMあまがさきによる外国語放送での注意喚起
- ◆ 防災行政無線（屋外拡声器・戸別受信機）を活用した外出自粛要請等の呼びかけ
- ◆ 市公用車、消防車（消防団車両を含む）、塵芥収集車等による市内巡回広報
- ◆ 兵庫県警察と連携した街頭パトロールによる外出自粛等の呼びかけ

12 皆さまからの寄付等の受け付け

- ◆ 「つなごう“善意のマスク”プロジェクト」として、市内各所に「マスクポスト」を設置し、広く皆さまからの寄付を募っています。寄付されたマスクは、妊婦の皆さまや法人保育施設（事業所）、優先度の高い施設等にお届けしています。
- ◆ 兵庫県と県下市町の協働により「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」が創設され、医療従事者に対する勤務環境改善等の支援事業が実施されています。
- ◆ 市としても独自に感染拡大防止への取り組みに対する市民等からの寄付の申し出に対応する

ため、ふるさと納税の仕組みを、新型コロナウイルスで困っている人たちのために支援を行う市民活動団体を応援又は、市内の医療従事者や福祉施設等で従事する職員の応援やその他新型コロナウイルス感染症対策に活用するため、「あまがさき新型コロナウイルス感染症対策 みんなで応援寄附金」を令和2年5月20日から9月30日まで設置しています。

- ◆ イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄したものに対し、個人住民税への寄付金控除を適用します。

13 庁内の対応等

- ◆ 感染予防対策・体調管理の徹底
- ◆ 在宅勤務、時差出勤の推進
- ◆ ソーシャルディスタンスを確保するための取り組み

以 上